

令和5年度常陸太田市障害者就労施設等からの物品等調達推進を図るための方針

1. 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2. 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3. 調達の対象

調達対象は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）とする。

4. 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、施設等から調達を行う全ての物品等とする。

5. 調達の目標額

令和5年度目標額 450千円

6. 調達の推進方法

施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、円滑に施設等へ発注することができるよう努めるものとする。

7. 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、方針策定後又は調達実績の集計後、速やかに市ホームページ等により公表するものとする。

8. その他

施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

9. 調達方針の担当窓口

この方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。